平成２２年（フ）第３７０号
岡山県倉敷市八軒屋27番地５
債務者　藤井　廣子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３７１号
岡山県倉敷市八軒屋27番地５
債務者　藤井　八郎
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３８６号
岡山県倉敷市茶屋町早沖369番地パステルシティー
債務者　大橋　里志
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３８７号
岡山県倉敷市茶屋町早沖369番地パステルシティー
債務者　大橋智恵子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１２７６号
さいたま市緑区大字三室2113番地137
債務者　本木　晴男
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１０号
埼玉県川口市並木４丁目６番18号　鯨屋ビル405号室
債務者　小澤あゆみ（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４４号
埼玉県新座市栗原１丁目６番８号、住民票上の住所埼玉県新座市石神５丁目２番15号　谷部方
債務者　安馬　幸雄
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４５号
埼玉県新座市栗原１丁目６番８号、住民票上の住所埼玉県新座市石神５丁目２番15号　谷部方
債務者　安馬　珠光
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５７号
埼玉県上尾市大字上340番地　しらこばと団地８―404
債務者　坂元　恵美
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４３号
埼玉県新座市栗原１丁目７番15号
債務者　山下　和夫
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７８号
さいたま市西区大字宝来1743番地15　リバーサイドナカノ４―202
債務者　岡田　初美
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７９号
さいたま市西区大字宝来1743番地15　リバーサイドナカノ４―202
債務者　岡田　範仁
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１２号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野864番地７セントラルヒル202
債務者　須貝好一郎
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３４１号
埼玉県比企郡滑川町大字月輪884番地１　ハイツドリーム201
債務者　山口　優季
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３４２号
埼玉県比企郡滑川町大字月輪884番地１　ハイツドリーム201
債務者　山口美乃里（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１２０６号
群馬県吾妻郡中之条町大字下沢渡1286―１　町田信之方、住民票上の住所さいたま市見沼区大字東門前41番地１　304号
債務者　町田　啓次
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６７号
さいたま市北区宮原町３丁目438番地　グランドメゾン302
債務者　竹下　直之
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係